

吹田市立図書館の管理運営に関する規則の一部改正の骨子案

1 概要

吹田市立図書館は、中央図書館と7つの地域図書館・2分室を設置し、図書館運営を行っています。図書館利用の不便な地域や図書館未整備地域へは自動車文庫が巡回して図書館サービスを行ってまいりましたが、平成29年（2017年）7月から北摂7市3町の図書館広域利用が開始されたこと、令和2年（2020年）11月の健都ライブラリー開館により市内の図書館網の整備が完了し、図書館利用不便地域がほぼ解消されることから、自動車文庫を廃止し、新たに子ども読書活動支援センター機能等を開始するため、吹田市立図書館の管理運営に関する規則の一部改正を行うものです。

2 自動車文庫廃止後の展開

全市的な子供の読書環境整備を進めることを目的に、学校等関連施設との連携を進める総合的な支援体制として、子ども読書活動支援センター機能を図書館内に設置します。また、図書館網の整備が完了したのちも一部残る図書館利用不便地域には、資料の配本サービスを行います。

(1) 子ども読書活動支援センター機能の内容

ア 市立小・中学校と図書館間の連絡便の運行

朝読や調べ学習など、学校における子供の読書活動には多数の図書が必要です。図書の配送については、自動車文庫車両を使用して図書館資料を配本する「ごりまる便」を平成25年度（2013年度）から実施していますが、増便の要望が多く寄せられてきました。自動車文庫廃止後は、新たな車両により定期的な連絡便を運行することで、学校図書館の蔵書と市立図書館の蔵書を一体的に活用できる環境を整備し、学校教育と社会教育の両面から子供の豊かな学びを支援していきます。

イ 第2次吹田市子ども読書活動推進計画の策定

吹田市立図書館基本構想（平成25年策定）及び吹田市子ども読書活動推進計画（平成25年改訂）に基づき、図書館内に子ども読書活動支援センター機能を設置します。当該センター機能では、子供の読書活動支援に関する研修の充実や、地域・家庭文庫などの子供の読書活動を応援する市民への支援体制の強化、第2次吹田市子ども読書活動推進計画の策定に取り組みます。

(2) 図書館利用不便地域への資料の提供

図書館網の整備が完了したのちも一部残る図書館利用不便地域には、連絡便車両を使用した配本サービス等による資料の提供を引き続き行います。

3 吹田市立図書館の管理運営に関する規則の一部改正の内容

自動車文庫による図書館資料の貸出しを行わないこととします。

4 施行予定年月日

令和3年（2021年）9月1日から施行します。